

魚津市告示第112号

魚津市建設工事標準請負契約約款の一部改正について

魚津市建設工事標準請負契約約款（平成9年魚津市告示第12号）の一部を次のように改正する。

令和2年9月29日

魚津市長 村椿 晃

第10条第1項第2号中「又は」を「、」に改め、「」をいう。以下同じ。」の次に「又は監理技術者補佐（同項ただし書に規定する者をいい、監理技術者を置く場合であって、同項ただし書の規定により監理技術者が兼務する場合に限る。以下同じ。）」を加え、同条第5項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等（監理技術者、管理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項及び第2項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

第20条の次に次の1条を加える。

（著しく短い工期の禁止）

第20条の2 発注者は、工期の延長又は短縮を行うときは、この工事に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

第52条第2項中「主任技術者又は監理技術者」を「監理技術者等」に改める。

附 則

この告示は、令和2年10月1日から施行する。